

山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、市町村及び推進組織（多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙4の第1により設置された組織をいう。以下同じ。）が中山間地域等直接支払事業を行う場合、その経費に対し、予算の範囲内で交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中山間地域等直接支払事業」とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要領」という。）に基づいて実施する中山間地域等直接支払交付金の交付並びに日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年1月27日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省生産局長・農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づいて実施する市町村推進事業及び推進組織推進事業をいう。

2 「交付金等」とは、交付金実施要領に基づいて交付する中山間地域等直接支払交付金及び推進交付金交付等要綱、推進交付金実施要領に基づいて交付する中山間地域等直接支払推進交付金をいう。

(交付対象)

第3条 交付金等は、市町村及び推進組織に対して別表に掲げる場合に交付する。

(経費及び補助率)

第4条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条に規定する交付金等交付申請書の提出期限は、毎年度農政部長が別に定める日までとする。

2 市町村長及び推進組織の長は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただ

し、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 交付決定前に推進事業に着手しようとする市町村及び推進組織の長は、その理由を明記した交付決定前着手届を提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 市町村長及び推進組織の長は、交付金等の交付決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

- (1) 中山間地域等直接支払事業の経費の配分又は事業の内容について、別表に定める重要な変更をしようとする場合
- (2) 事業を中止、又は廃止しようとする場合
- (3) 交付決定を受けた交付金等の額を変更しようとする場合（ただし、第1号に該当しない事業計画の細部の変更であって、交付金等の額の増額を伴わない変更の場合を除く。）

- 2 市町村長は、別表の事業の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用は、これを行ってはならない。

(状況報告)

第7条 交付金等の交付決定の通知を受けた市町村長及び推進組織の長は、交付金等の交付決定のあった日の属する年度の各四半期（第4・四半期を除く）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付金等の交付)

第8条 交付金等の支払は、規則第13条の規定により、交付すべき交付金等の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は概算払いをすることができる。

- 2 交付金等の概算払いを受けようとする市町村長及び推進組織の長は、交付金等概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 市町村長及び推進組織の長は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条2項のただし書の規定により交付の申請をした市町村長及び推進組織の長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条2項のただし書の規定により交付の申請をした市町村長及び推進組織の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあ

っては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の再確定）

第10条 市町村長及び推進組織の長は、規則第13条による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第13条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 規則第16条第2項の規程は、前項の場合に準用する。

（書類の経由）

第11条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄の農務事務所長を経由しなければならない。

（書類の保管）

第12条 交付金等に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業が終了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（書類の様式）

第13条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 規則第4条の交付金等交付申請書 第1号様式
- 2 第5条の第2項の交付決定前着手届 第2号様式
- 3 第6条の変更（廃止・中止）承認申請書 第3号様式
- 4 第7条の事業遂行状況報告書 第4号様式
- 5 第8条の第2項の概算払請求書 第5号様式
- 6 規則第12条の実績報告書 第6号様式
- 7 第9条の第3項の消費税仕入控除税額報告書 第7号様式

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月22日から施行し、19年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、27年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、28年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月19日から施行し、31年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度に交付する交付金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月30日から施行し、令和7年度に交付する交付金から適用する。

別 表（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

交 付 等 の 対 象		補 助 率	重 要 な 変 更	
事 業	経費の内容		経費の配分の変更	事業内容の変更
1 中山間地域等直接支払交付金	市町村が交付金実施要領第 6 により集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費。	1 市町村が交付金実施要領第 4 の 1 の (1) (2) (3) (9) で指定された地域（以下「法指定地域」という。）に対して当該交付金を交付するのに要する経費の 4 分の 3 以内 2 市町村が交付金実施要領第 4 の 1 の (10) に基づき知事が指定する地域（以下「知事特認地域」という。）に対して当該交付金を交付するのに要する経費の 3 分の 2 以内		本要綱第 1 2 条の 1（第 1 号様式）の様式 A の 2 の (1) のアの交付対象面積の区分欄①～②の地目別面積の 20% を超える増減 交付金の 3 0 % を超える変更
2 中山間地域等直接支払推進交付金	(1) 推進交付金交付等要綱別紙 2 の第 2 の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費 (2) 推進交付金交付等要綱別紙 2 の第 3 の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費	定 額		交付金の 3 0 % を超える減

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

年度中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払交付金、
中山間地域等直接支払推進交付金）交付申請書

年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付
要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

内 訳

（1）中山間地域等直接支払交付金 金 円

（2）中山間地域等直接支払推進交付金 金 円

2 中山間地域等直接支払交付金（様式 A）

3 中山間地域等直接支払推進交付金（様式 B）

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

(様式A)

中山間地域等直接支払交付金

- 1 事業の目的
- 2 事業計画（変更事業計画、事業実績）

(注) 変更事業計画の場合は、変更前を上段に括弧書きし、変更後計画を下段に記載すること。

- (1) 事業の内容

ア 交付対象面積及び交付額予定（実績）

(単位: m^2 、円)[illegible]

イ 集落協定及び個別協定の締結予定（実績）

（単位：件、戸、㎡、円）

区 分	協定締結数	協定参加者数	交付農用地面積	交付額
集 落 協 定				
個 別 協 定				
計				

（２）経費の配分

区 分	総 額	負 担 区 分		
		国	県	市町村
1 通 常 基 準	円	円	円	円
2 特 認 基 準				
計				

（注）通常基準とは、交付金実施要領第４の１の(1) (2) (3) (9)で指定された地域をいい、
特認基準とは、交付金実施要領第４の１の(10)に基づき知事が指定する知事特認地域をいう。

（３）事業完了（予定）年月日

年 月 日

（４）収支予算（変更収支予算、精算）

（注）変更収支予算の場合は、変更前を上段に括弧書きし、変更後金額を下段に記載すること。

ア 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国 交 付 金	円	円	円	円	
県 交 付 金					
市 町 村 費					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
通 常 基 準	円	円	円	円	
特 認 基 準					
合 計					

(注) 通常基準とは、交付金実施要領第４の１の(1)(2)(3)(9)で指定された法指定地域をいい、
特認基準とは、交付金実施要領第４の１の(10)に基づき知事が指定する知事特認地域をい
う。

ウ 集落協定における直接支払交付金の使用実績（精算時記載）

集落名	交付金総額	共 同 取 組 活 動 分		農 業 者 等 分	
		金 額	割 合	金 額	割 合
	円	円	%	円	%
計					

3 添付資料

通常単価、通常単価の８割、加算措置適用別に交付対象面積及び交付金額の分かる資料を添付
する。

(様式B－1)

中山間地域等直接支払推進交付金
(市町村推進事業費)

1 事業の目的

2 事業計画(変更事業計画、事業実績)

(注) 変更事業計画の場合は、変更前を上段に括弧書きし、変更後計画を下段に記載すること。

(1) 促進計画の策定(実績)

策定時期	備考
月	

(2) 推進・指導等

① 説明会等の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	備考
月		

② 推進・指導等の計画(実績)

実施時期	内容	備考
月		

③ 審査・通知等の計画(実績)

実施時期	内容・件数等	備考
月		

④ 推進に関する手引き等の作成計画(実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(3) 実施状況の確認事務(実績)

確認時期	体制・件数等	備考
月		

(4) 基準検討会の実施

① 構成員

名称 (設立年月日)	構成員		備考
	氏名	所属・職名	

② 基準検討会の開催計画（実績）

開催時期	検討内容	備考
月		

(5) その他推進事業の実施に必要な事項

① 集落協定の広域化計画（実績）

広域化前協定数	広域化後協定数	備考
協定	協定	

② その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

(6) 経費の配分

推進交付金事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分	
	推進交付金	市町村費
円	円	円

(7) 事業完了（予定）年月日

年 月 日

3 収支予算（変更予算、精算）

（注）変更収支予算の場合は、変更前を上段に括弧書き、変更後金額を下段に記載すること。

ア 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
推 進 交 付 金	円	円	円	円	
市 町 村 費					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
中山間地域等直接 支払推進事業費	円	円	円	円	
合 計					

(様式B-2)

中山間地域等直接支払推進交付金
(推進組織推進事業費)

1 事業の目的

2 事業計画(変更事業計画、事業実績)

(注) 変更事業計画の場合は、変更前を上段に括弧書き、変更後計画を下段に記載すること。

(1) 推進・指導等

実施時期	内容	備考
月		

(2) 実施状況の確認事務(実績)

確認時期	体制・件数等	備考
月		

(3) 経費の配分

推進組織推進事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分			備考
	国費	都道府県費	市町村費	
千円	千円	千円	千円	

1 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 実績報告時に同税額が明らかにならない場合、その状況を以下に記載

・消費税及び地方消費税の確定申告をしていない場合

申告見込み時期 年 月

・消費税及び地方消費税の確定申告をしているが税額が確定していない場合

申告時期 年 月

・その他の場合(状況を具体的に記載してください)

()

(4) 事業完了(予定)年月日

年 月 日

3 収支予算（変更予算、精算）

（注）変更収支予算の場合は、変更前を上段に括弧書き、変更後金額を下段に記載すること。

ア 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
推 進 交 付 金	円	円	円	円	
推 進 組 織 費					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
中山間地域等直接 支払推進事業費	円	円	円	円	
合 計					

山梨県知事

殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

年度中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払推進交付金）
交付決定前着手届

山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第5条第3項に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、
これらのあらゆる損失は、市町村又は推進組織が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

(別添)

事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
円	年 月 日	年 月 日	

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

年度中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払交付金、
中山間地域等直接支払推進交付金）変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等については、山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止・廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

1 変更理由

2 変更の内容

（以下、別記様式第1号に準じて作成すること。）

（注）1 交付金等交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

2 本様式における押印は省略しても差し支えない。

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

年度中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払交付金、
中山間地域等直接支払推進交付金）遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付金事業及び補助事業の遂行状況を報告します。

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B／A	備 考
1 交付金	円	円	%	
（1）通 常 基 準				
（2）特 認 基 準				
2 推進交付金				

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払交付金、中山間地域等直接支払推進交付金）について、山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第8条の規定により概算払を請求します。

1 請求金額 金 円

2 内 訳

交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考
円 1 交 付 金	円	円	円	
2 推進交付金				
計				

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現 金 指 定 金 融 機 関 名 _____

(2) 口座振替 振替先金融機関名 _____ 預金種別（当座・普通）
預 金 口 座 名 _____ 口座No. _____

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない。

第 6 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

年度中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払交付金、
中山間地域等直接支払推進交付金）実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付け
第 号で変更通知）のあったこのことについて、次のとおり事業を実施したので、山梨県中山間
地域等直接支払交付金等交付要綱第 9 条の規定により、その実績を報告します。

- （注） 1 記載事項は、第 1 号様式交付申請書の様式に準ずる。
- 2 添付書類については各事業費の根拠となる支出経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿
の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- 3 本様式における押印は省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長又は推進組織の長 氏 名 印

年度中山間地域等直接支払交付金等（中山間地域等直接支払推進交付金）
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付け
第 号で変更通知）のあったこのことについて、山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱
第 9 条第 3 項の規定に基づき次のとおり報告します。

1	山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の交付金の額の確定額	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額	金	円

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・事業実施主体が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 本様式における押印は省略しても差し支えない。